

文化財を災害からまもる

— 文化財防災スパイラルによる文化財の継承 —

（国立文化財機構文化財防災センター長

高妻 洋 成

1. 災害からの復興

日本は災害大国である。古来、日本列島において、地震は日常的に起きており、豪雨や台風も毎年発生している。史料に書き遺された災害の記録だけでなく、遺跡の発掘調査によっても、史料には出てこない地震や洪水の痕跡を見出すことができ¹⁾、それらから自分たちのごく身近なところでいかに災害が繰り返されてきたのかを窺い知ることができる。

社会が災害により甚大な被害を受けると、まず、応急対応として人命救助と避難対応、ならびに水道、ガス、電気、道路等の社会インフラの復旧がなされ、次いで地域の復興が開始される。復興のプロセスにおいては、被害状況の調査等から得られた教訓を活かし、同じ災害を繰

り返さないための減災対策が講じられる。しかしながら、災害をゼロにすることはきわめて困難であるため、次に災害が発生した場合の対応策もまた講じられる。災害は繰り返されるということを前提に、防災の概念は、発災、応急対応、復興、減災、災害時対応策の準備のプロセスをらせん状に繰り返すことで災害に対してより強い体制を作り上げていくものとなっており、防災スパイラルとも呼ばれている^{2,3)}。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で引き起こされた巨大津波により、東北地方の太平洋沿岸部は極めて甚大な被害を受けた。東日本大震災と呼ばれるこの激甚災害では、死者15,889人、行方不明者2,526人、全半壊家屋405,117戸という甚大な被害を

生じた⁴⁾。この震災では、文化財も著しい被害を受けた。国が指定および登録した文化財だけでもその被害件数は744件となっており⁵⁾、これに都道府県指定、市町村指定および未指定の文化財を加えると、その実態は計り知れないものとなっている。文化庁はこのような事態を受けて、「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」（図-1⁶⁾）と「東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）」（図-2⁷⁾）を実施した。文化財レスキュー事業においては、文化財や美術関係団体を初め、自然史資料や図書資料に関連する団体も含めた多種多様な団体により「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会（以下、救援委員会）」が組織され、津波により被災し

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）

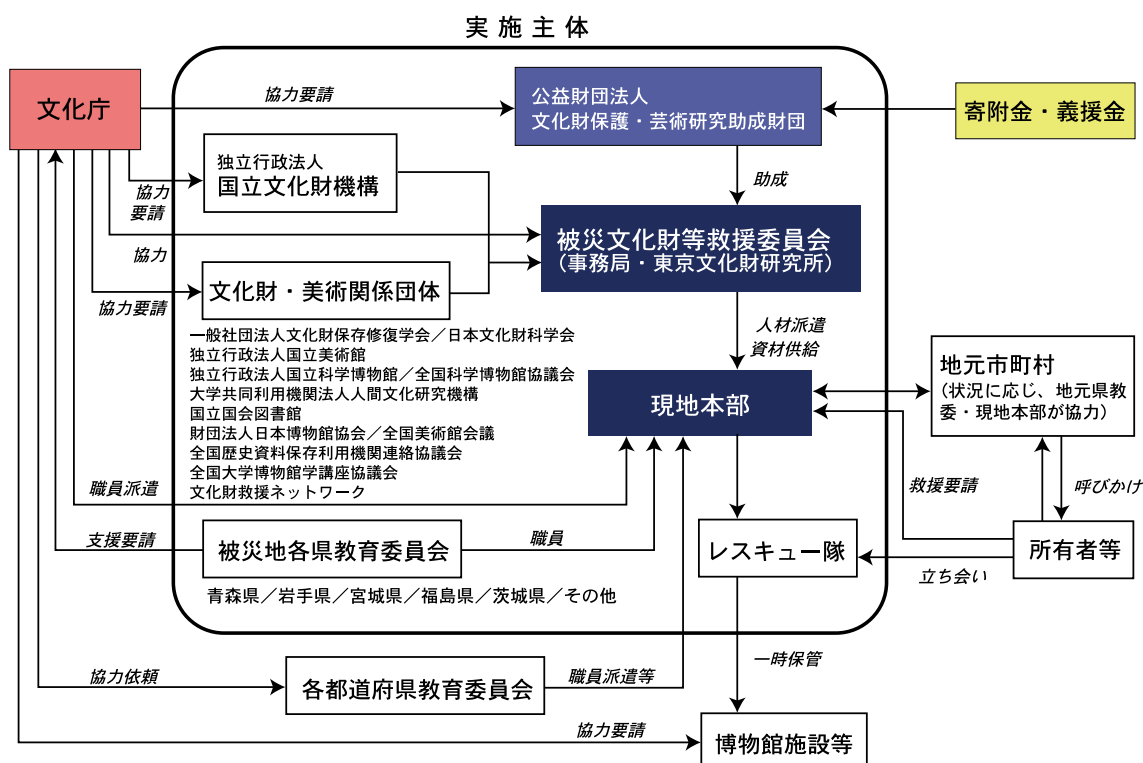


図-1 文化財レスキュー事業

東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業
(文化財ドクター派遣事業)

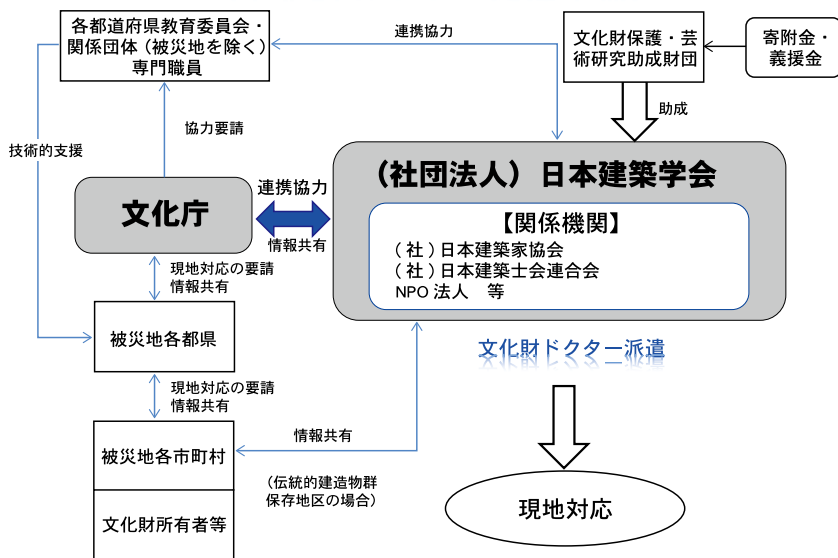


図-2 文化財ドクター派遣事業

た多くの文化財等が救出された。この文化財レスキュー事業では、指定、未指定にかかわらず、広く文化的な所産と思われるものをすべて「文化財等」として救援の対象とした。本稿では文化財という言葉をこの救援事業で対象とした「文化財等」という広い意味で使うことにする。

東日本大震災のように広範にわたって根こそぎ破壊された地域の災害からの復興においては、災害の教訓を活かし、災害に強い新しい町づくりを目指して、道路や鉄道の交通の整備、新たな街の建設等が進められる。これらの社会インフラの復旧は当然必要なことであるが、その復興のプロセスにおいてさらに重要となるのは、かつてその地域に根差していた生活や風習、祭、あるいはその地域に存在していた特徴的な建物を含む景観をいかに新たな町づくりの中に取り込むことができるかということである。激甚災害に見舞われた地域は、多くの住民が避難することで離散した状態となり、かつての住民同士の交流も断たれてしまう。避難生活が長期化すると、かつて地域でおこなわれていた祭や風習を伝える立場の住民が離散し、それを次世代に伝承することがきわめて困難になる。東日本大震災の被災地域では、避難所で不十分ながらも祭を復活させたりすることで地域コミュニティを復興させようとする動きがあった。そもそもが過疎化の中で存続が危ぶまれ、地域コミュニティそのものが

脆弱な存在となっていた地域もあり、全ての場合において復興がうまくいくとは限らないということも実情である。しかしながら、復興を企図する場合には、その地域に存在していた文化やその所産である文化財を復興させることが、激甚災害に見舞われた地域社会の復興に少なからず寄与するものであると考えられる。

2. 社会インフラとしての「地域の文化財」

地域コミュニティの復興にその地域に根差した生活や風習、祭、景観といったものが重要な役割を担うことは先述した。これらの生活や風習、祭、景観等は「地域の文化財」とも言えるものである。この他にも、旧家に伝わるその地域の記録類や道具等の生活用具等、指定、未指定にかかわらずその地域の文化的所産が存在している。これらの「地域の文化財」は、平常時にはきわめて日常的な存在あるいは忘れられてさえない存在に過ぎず、その大切さがことさらに重要視されることはない。しかしながら、災害等により失われた日常を回復しようとする際に、その地域独自の歴史や民俗、風習としての「地域の文化財」の大切さが強く認識されるようになる。

地域の復興にはその地域の住民が地域に帰還することができるようにする必要がある。瓦礫を撤去し、更地として新しい町を作るだけでは、復興とはならない。

そこに「地域の文化財」を取り込むことによりその地域の社会基盤が回復し、住民の帰還が促され、地域の復興が進むのではないだろうか。防災直後においては、人命救助と電気、ガス、水道、交通等の社会インフラの復旧が最優先されるべきであることは言うまでもない。しかしながら、「地域の文化財」もまた、その地域には欠かすことのできないものであり、社会インフラのひとつとして捉えるべきものである。

「地域の文化財」が社会インフラとして位置付けられるためには、地域住民が「地域の文化財」が自分たちの大切な存在として地域の中に息づいていることを認識する必要がある。しかしながら、一般的に「文化財」に対する認識は、国や地方公共団体により指定され、保護されている「たからもの」であり、意識としては自分の大切な存在とはかけ離れているのが実情である。平成30年の文化財保護法の改正にあたっての文化庁次長の通知文⁸⁾には、「過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため」とある。この文化財保護法の改正により「地域の文化財」の保存と活用のための制度は整備されたと言える。この制度を有効なものとして機能させるためには、それぞれの地域において「地域の文化財」を住民が大切な存在として認識するようにする必要がある。行政として「地域の文化財」のリストを作成するだけでなく、「文化財とは？」という根源的な問いかけを学校教育や社会教育等を通しておこない、「地域の文化財」に対する意識を高めていく必要があろう。

平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ 2030」に記載されている 17 の「持続可能な開発目標（SDGs）」のうちのひとつに「目標 11 持続可能な都市」が掲げられている。これは、「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する」というものである。アイコンの中に書いてある文章には「住み続けられるまちづくりを」とあり、さらに解説として社会インフラ

の整備だけではなく、住民参加によるまちづくりがうたわれ、災害に強いまちや地域をつくることもうたわれている。この目標11を達成するためにはまさに「地域の文化財」を社会インフラとして位置付けることが必要不可欠であると言える。

3. レスキューを減災に活かす

有形の文化財には建造物等の不動産文化財と美術工芸品等の動産文化財がある。動産の文化財は、博物館、美術館、図書館等の施設で管理される以外に、個人宅で所有されているものもある。表－1は過去5年間に起きた大きな災害で被災した国指定および登録の文化財の被災件数ならびに平成23年の東日本大震災時の同被災件数を示したものである⁹⁾。この表を見ると不動産である建造物、史跡、名勝、天然記念物の被害件数が非常に多いのに対し、美術工芸品の被害はきわめて少ない。これは、不動産文化財が災害に直接さらされることに起因するのに対し、国指定の動産文化財が博物館や美術

館等において相応の災害対策が取られていることを示すものである。表－2は国、都道府県および市町村が指定あるいは登録している文化財の件数である¹⁰⁾。都道府県指定、市町村指定あるいは未指定の動産文化財の場合は、必ずしも十分な管理体制下にあるわけではなく、多くの災害において膨大な数量の動産の文化財が被災しているのが実情である。

被災文化財のレスキュー活動は、このような国指定および登録ではない動産の文化財を対象にすることが圧倒的に多い。文化財をレスキューする場合には、その活動記録を作成しなければならない。大規模災害等によりレスキュー活動が長期化する場合、日々の活動記録である日報は作業上の引継ぎ事項、必要となる資料、その日の活動内容、ミーティング内容等を記録したものである。まさに進行中のレスキュー活動を作業者全員で共有することで作業そのものの平準化と効率化を進めることができる。また、レスキューをおこなっている時だけでなく、集積さ

れた日報を分析することで被災文化財のレスキュー活動の全容を把握でき、そこから再び起きるかもしれない災害に対する備え等を検討することもできる。

動産文化財のレスキュー活動においては、文化財の被害の状況とその被害をもたらした原因を明らかにすることも重要である。この被害状況と原因に関する情報は、再び同様の被害を生じないように施設や設備の改善等の減災対策を講じる際にきわめて重要なものとなる。また、十分な備えをしていたにもかかわらず想定外の被害が文化財に生じたときに、できる限り速やかにレスキュー活動をおこなうための災害時の対応を検討することもできるようになる。

4. 減災と日常の備え

あらかじめ災害に対する対策を講じておくことで、被害にあう文化財をできる限り少なくすることができる。文化財の収蔵や展示においては、災害時に想定される被害を防ぐための方法には、建物そのものを免震構造にしたり、展示台に免震台を導入する等の根本的な対策から、落下防止用のひもを柵に張り渡す等の簡易な方法までさまざまな方法がある。文化財を災害から守るためには、それなりの施設整備や設備の導入が望ましいが、いっぽうでわずかな一工夫で劇的に被害を減じることでもある。

災害時には人命救助と電気、ガス、水道、道路等のインフラの復旧が最優先され、「地域の文化財」のレスキューは災害時の混乱がある程度落ち着いた時点で開始される。被災した文化財のレスキューはできる限り迅速におこなわれることが望ましい。発災時において最初に重要となることは、どのような「地域の

表－1 平成28年から令和3年および東日本大震災において被災した文化財件数

	災 害 名	建造	美工	史跡	名勝	天然	景観	伝建	有民	他	合計
H23	東日本大震災	165		69	22	16		6	4	445	744
H28	熊本地震	113	4	31	12	3		3		3	169
H28	鳥取中部地震	16	5	8	3	1		1		1	35
H28	福島県沖地震	1									1
H30	大阪府北部地震	60	6	13	3	3		1			86
H30	7月豪雨	61		100	21	10	6	12			210
H30	胆振東部地震	7		4			1				12
R01	梅雨前線大雨と台風5号	1		3							4
R01	山形県沖地震	7		3	1	2					13
R01	6月下旬大雨			3	1						4
R01	台風15号	61	6	44	4	11		1	1	1	129
R01	台風19号	133	2	86	17	24	1	5		2	270
R02	7月豪雨	27		43	10	5	4	10		2	101
R03	福島県沖地震	62	3	11	4	4		2	1	27	114

表－2 国・都道府県・市町村指定等文化財件数

		国	都道府県	市町村		国	都道府県	市町村
有形文化財	美術工芸品	10,808	10,611	49,220	伝統的建造物群保存地区	123	3	100
	建造物	2,523	2,531	9,700	選定保存技術	53	12	19
無形文化財	芸能	54	32	295	登録有形文化財	建造物	12,970	110
	工芸技術	58	121	219				
	その他		10	67	登録無形文化財	美術工芸品	17	38
民俗文化財	有形	224	762	5,009		芸能		4
	無形	323	1,680	6,440		工芸技術		99
記念物	史跡	1,832	2,993	13,090	登録民俗文化財	その他		1
	名勝	383	283	864		有形	46	12
	天然記念物	988	3,010	10,915		無形	70	277
文化的景観		70	10	10	登録記念物		123	811
					合計	30,595	22,288	100,650



図ー3 文化財防災センターと文化遺産防災ネットワーク

文化財」がどこで被災しているのかという情報を収集することである。次いで、そのような情報を関係者で共有し、適切なレスキュー体制を整えて活動をおこなうことになる。このような一連の活動の体制は、災害が起きてから構築していたのでは後手にまわり、文化財の被害の深刻さが増すことにつながる。文化財の防災のために、地域におけるネットワーク、地域間の広域なネットワークならびにさまざまな分野の専門家からなるネットワーク等を構築することが求められる。

5. 文化財防災センターの活動

令和2年10月1日に国立文化財機構に文化財防災センターが設立された（図ー3）。文化財防災センターは、建造物、美術工芸品、民俗文化財等、その他文化財保護法に記載されている多様な分野の文化財を対象として、日本における文化財の防災体制を構築するため、3つのミッションを掲げている。

1つめは、文化財が被害にあわないようにする、いわゆる減災の取り組みであり、これが究極の目標となる。2つめは、被災した文化財を迅速に救援するための体制づくりと技術開発である。これは、災害を想定し、災害時にどのような活動をするのかを日常的に検討する取り組みとなる。3つめのミッションは災害時の被災文化財の救援活動の支援である。この3つめの災害時の活動が注目されがち

ではあるが、究極の目標は、文化財が災害に遭わないようにするというのであるため、減災と迅速な救援体制の構築が重要なミッションということになる。

さらに、このミッションを達成するため、次の5つの事業に取り組んでいる。

1つめは、地域防災体制の構築である。災害への対応は都道府県の自治体が核となる。都道府県内のさまざまな関係団体の連携体制を構築する、あるいは地域ブロック内での相互の連携協力の体制を構築することが重要となる。

2つめは、災害時ガイドライン等の整備である。被災した文化財にはさまざまな種類のものがあり、それぞれの類型に応じて適切に対応をしていくためのガイドライン等を整備していかなければならない。

3つめは、レスキューおよび収蔵・展示における技術開発である。より効果的なレスキューの技術開発、あるいは博物館や美術館での日常の収蔵・展示の防災対策の技術開発に取り組むものである。応急的な方法、安価で簡単な方法等、誰でもできる技術の開発にも取り組む必要がある。

4つめは、普及啓発である。シンポジウムや講演会、研修やワークショップ等を通して、地域防災体制の構築や災害時ガイドライン等の整備、レスキューおよび収蔵・展示における技術開発等の事業で得られた成果を広く紹介するものであ

る。

最後は、文化財防災に関する情報の収集とその活用である。データベースの構築と防災にそのデータベースをいかに活用するのかというシステム作りが主な仕事となる。

わが国の文化財防災については取り組むべき課題が山積している。大切な文化財を災害からまもるため、少しずつでもしかし確実に文化財防災のレベルを上げるべく文化財防災センターでは事業に邁進していきたい。

【参考文献】

- 1) 村田泰輔, “考古資料から抽出される災害情報とそのデータ化”, 人間文化研究情報資源共有化研究会報告集, 6, 41-77, 2018
- 2) 巨大災害研究センター, “総合的な災害リスクマネジメントによる巨大災害の被害軽減”, 京都大学防災研究所, <https://www.dpri.kyoto-u.ac.jp/organization/iasdrgrg/drs/>, (参照2021-10-09)
- 3) Aubrecht Christoph et al., “Future-oriented activities as a concept for improved disaster risk management”, Disaster Advances, vol. 6(12), 1-10, 2013
- 4) “平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の警察活動と被害状況”, 警察庁, <https://www.npa.go.jp/news/other/earthquake2011/pdf/higaijokyo.pdf>, (参照2021-10-10)
- 5) 文部科学省 “東日本大震災による被害情報について(第208報) 平成24年9月14日更新”, 文部科学省, https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/10/30/135089_091410_1.pdf, (参照2021-10-10)
- 6) “東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業(文化財レスキュー事業)について”, 文化庁, https://www.bunka.go.jp/earthquake/rescue/pdf/bunkazai_rescue_jigyos_ver04.pdf, (参照2021-10-15)
- 7) “東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業(文化財ドクター派遣事業)について”, 文化庁, https://www.bunka.go.jp/earthquake/pdf/bunkazai_doctor_jigyos.pdf, (参照2021-10-15)
- 8) 文化庁次長 “文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布について(通知) 平成30年6月8日通知”, 文化庁, https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/pdf/r1402097_08.pdf, (参照2021-10-14)
- 9) “災害状況一覧”, 内閣府, <http://www.bousai.go.jp/updates/index.html>, (参照2021-06-18) からデータを抽出し、筆者が作成
- 10) “文化財の紹介 概要”, 文化庁, <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/index.html>, (参照2021-06-18) からデータを抽出し、筆者が作成